

社団法人日本トライアスロン連合

細 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 社団法人日本トライアスロン連合(以下、「JTU」という。)の定款(以下「定款」という。)第45条の規定に基づき、定款の施行に関する細部を規定する。

第2章 組 織

(加盟団体)

第2条 加盟団体とは、定款第5条第1項に規定する正会員を代表者とする団体であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1)都道府県におけるトライアスロン関連競技を統括する団体
- (2)理事会の承認を受けた団体である日本学生トライアスロン連合
- 2 加盟団体は、必要に応じ名称に「社団法人日本トライアスロン連合加盟団体」又は「JTU加盟団体」の語を付することができる。
- 3 第1項第1号に掲げる加盟団体は、名称にその加盟団体の統括する都道府県名を付すものとする。

(地域トライアスロン競技団体)

第3条 地域トライアスロン競技団体とは、別表に掲げる地域の区分ごとに加盟団体により構成される組織をいう。

- 2 地域トライアスロン競技団体の名称は「日本トライアスロン連合 ブロック協議会(はその地域トライアスロン競技団体の地域区分とする。)」とする。
- 3 地域トライアスロン競技団体は、その地域の区分におけるトライアスロン競技の普及および振興を図ることおよびその地域の区分内の加盟団体の共通事項に関し、連絡協調を図ることを目的とする。
- 4 地域トライアスロン競技団体は、その地域の区分における定数までのJTU理事を推薦することができる。
- 5 地域トライアスロン競技団体の規約は、それぞれの地域トライアスロン競技団体で定め、JTU理事会の承認を得るものとする。

(加入団体)

第4条 加盟団体は、加入団体(加盟団体の統括する都道府県内に事務所を有し、その都道府県内に居住する者、その都道府県内を主たる活動の場とするトライアスロン愛好者又はその都道府県内にある同一事業所に勤務する者であって、10人以上をもって構成される団体のうち加盟団体の承認を得たものをいう。以下同じ。)を設けることができる。

- 2 加入団体のうち市区郡町村を代表する競技団体は、名称にその代表する市区郡町村名を付すものとする。
- 3 加入団体のうち前項に掲げるもの以外の名称に連合、連盟、協会の語を使用することはできない。また、会社(営利行為を事業の目的とする社団法人であって商法によって設立されたものおよび有限会社法によって設立されたものをいう。以下同じ。)を一つの団体として加入するときは、その会社の正式名称を使用しなければならない。

(協力団体)

第5条 協力団体とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1)財団法人日本水泳連盟
- (2)財団法人日本自転車競技連盟
- (3)財団法人日本陸上競技連盟

2 協力団体との関係事項については別に定める。

第3章 登録者

(登録者)

第6条 登録者とは次の各号に掲げる者をいう。

- (1)登録会員 原則として加盟団体の管轄する都道府県に居住するトライアスロンを愛好する者であって、加盟団体に登録された者
- (2)登記競技者 トライアスロンを愛好する者が、加入団体を通じてその加入団体が所属する加盟団体の構成員として登記された者

(登録会員)

第7条 登録会員は、毎年登録を更新するものとし、4月1日から翌年の3月31日までに登録費を添えて登録するものとする。

- 2 加盟団体は、前項の申請を受けたときは、資格審査の上承認した者に対し会員証を発行する。
- 3 登録会員は、所属加盟団体が定める年会費を納めなければならない。
- 4 加盟団体は、登録会員1名につき一千円の登録料を納めなくてはならない。登録料はJTUの一般収入として年度会計に計上される。
- 5 登録会員は、同時に2以上の加盟団体に登録することはできない。
- 6 登録会員は、所属加盟団体の管轄都道府県外に転居したときは、その事実を所属加盟団体を通じて転居先の加盟団体に通知しなければならない。

(登記競技者)

第8条 登記競技者は毎年登記するものとし、4月1日から翌年の3月31日までに加入団体を通じて加盟団体に登記するものとする。

- 2 登記競技者は、同時に2以上の加入団体を通じて登記することはできない。また、登録会員が同時に登記競技者となることはできない。
- 3 加盟団体は、毎年登記競技者名簿をJTUに提出しなければならない。登記競技者の追加又は変更があったときはその都度速やかにその旨JTUに報告しなければならない。
- 4 登記する加盟団体を変更してから6箇月を経過しない登記競技者は、トライアスロン、デュアスロン及び関連複合競技の競技会(以下この細則において「競技会」という。)の出場資格を停止される。ただし、転任又は出向等により登記を変更する前および後に登記する加盟団体がその変更をやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。この場合、JTUに変更の理由を証する書面及び変更前に登記していた加盟団体の承認書を添付して競技会の出場資格を得なければならない。

第4章 役員、委員および会議

(役員の資格)

第9条 JTU、地域トライアスロン競技団体および加盟団体の役員は登録者でなければならない

ない。ただし、それぞれの団体の総会又は理事会が認める場合はこの限りでない。

(理事)

第10条 各地域トライアスロン競技団体はそれぞれ別表に定める定数まで理事候補者を推薦できる。

- 2 各地域トライアスロン競技団体の推薦理事および会長推薦理事は、別に定める期日までに理事負担金として年間五万円を納めなければならない。理事負担金はJTUの一般収入として年度会計に計上される。
- 3 JTUの円滑な運営のため、日本学生トライアスロン連合は1名の連絡理事をJTUに派遣できる。ただし、連絡理事は議決権を有しない。

(正会員)

第11条 定款第5条第1項に定める正会員のうち、加盟団体を代表する正会員の定数は別表のとおりとする。

- 2 正会員は、別に定める期日までに正会員負担金として年間五万円を納めなければならない。正会員負担金はJTUの一般収入として年度会計に計上される。
- 3 加盟団体は、別に定める期日までに正会員となる代表者の氏名および住所をJTUに提出しなければならない。

(専門委員会および委員)

第12条 専門委員会として総務委員会、強化委員会、メディカル委員会、マーケティング委員会、選手委員会、普及委員会、女子委員会、技術委員会、国際委員会、広報委員会及び指導者養成委員会を置く。また、必要に応じ理事会の決議を経て特別委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、それぞれ委員長を置く。また、必要に応じ副委員長、幹事、委員を置くことができる。
- 3 委員長は理事会で決定し、理事長が委嘱する。副委員長、幹事及び委員は委員長の推薦に基づき理事長が委嘱する。
- 4 委員長および副委員長は、理事会に出席し、所管事項について発言することができる。ただし議決権を有しない。
- 5 専門委員は登録者でなければならない。ただし、委員の数の3分の1を超えない範囲で登録者でない学識経験者に委嘱することができる。

(専門委員の任期)

第13条 専門委員会の委員長、副委員長、幹事および委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員又は増員により委嘱された委員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員長、副委員長、幹事および委員は、その任期満了後も後任者が就任するまでの間はその職務を負う。

(本部)

第14条 複数の委員会を統括し委員会相互の運営を円滑にするため、次の各号の本部を置く。

- (1) 総務本部
- (2) 強化本部
- (3) 前各号に定める本部のほか、理事会の決議を経て特別本部を置くことができる。

- 2 本部には本部長を置く。また、必要に応じ副本部長を置くことができる。
- 3 本部長は、理事の互選により選任する。ただし、本部長は当該本部の統括する専門委員会の委員長を兼ねることができない。
- 4 副本部長は、本部長の推薦に基づき理事会で決定する。

(役員会)

第15条 会長は、定款第5章に定める会議のほか、必要と認めるときは定款第4章に定める役員等と合同会議又はそれぞれ個別の会議を開催し、意見の聴取を行うことができる。

(事務局)

第16条 定款第19条に定める事務局に関する規定は、別に定める。

2 事務局長は総会、理事会およびその他の会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 加盟団体の義務行為

(提出書類)

第17条 加盟団体および地域トライアスロン競技団体は、次年度役員名簿(役員の氏名、住所および役職名を記載したもの。)および次年度の事業計画を決定後速やかにJTUへ報告しなければならない。

2 加盟団体および地域トライアスロン競技団体は、事業報告および会計報告が確定後速やかにJTUへ報告しなければならない。

3 加盟団体および地域トライアスロン競技団体は、寄附行為、定款又は規約を変更したとき、事務所の所在地を変更したとき又は役員の変更があったときは、その都度速やかにJTUへ報告しなければならない。

第6章 競技会および出場資格

(競技会の要件)

第18条 JTUが公認する競技会は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) JTU競技規則によること。
- (2) JTU公認コースで開催されること。
- (3) 審判員は、補助員を除きすべてJTU公認審判員であること。

(競技会役員)

第19条 前条の競技会における役員は、その競技会開催前にJTU競技規則およびその競技会の実行委員会要綱によって委嘱する。

(競技会出場資格)

第20条 第18条に定める競技会は次の各号いずれかに該当する者は出場を認められない。

- (1) 登録者でない者
- (2) JTU又は加盟団体の資格審査により、出場資格の停止又は競技会出場を禁止されている者
- (3) JTU、登録者の所属する地域トライアスロン競技団体、加盟団体又は並びに加入団体以外のもを代表して出場する者。ただし、勤務先若しくは在籍する学校を代表するとき、JTU又は登録者の所属する地域トライアスロン競技団体若しくは加盟団体が是認した場合はこの限りでない。
- (4) 外国人にあっては第23条に定める資格を欠く者
- (5) 大会規定に反する者

(我が国における国際競技会の開催)

第21条 我が国における国際競技会の開催の要件は第18条の規定を準用する。

- 2 我が国で開催される国際競技会への外国人競技者の競技参加に関するすべての交渉は、JTUを通じて行わなければならない。

(外国で行われている国際競技会の参加許可)

- 第22条 登録者が外国で行われる国際競技会において、我が国を代表して出場するときは、その登録者が登録又は登記する加盟団体を通じて当該国際競技会に参加するに十分な要件を満たしていることを証する証明書をJTUに申請し、発行されなければならない。
- 2 我が国を代表しない場合であっても、その国際競技会から当該国際競技会に参加するに十分な要件を満たしていることを証する証明書を求められた場合は前項の規定を準用する。この場合、その国際競技会が開催される国の国際競技連合加盟団体によって承認された競技会でなければ証明書の発行を行わない。

(外国人競技者の出場資格)

- 第23条 日本の国籍を有しない競技者がJTUが公認する競技会に出場する場合は、その競技者が属する国を代表する競技団体からその大会に参加する十分な要件を満たしていることを証する証明書をJTUに提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、日本に6箇月以上居住し、かつ、居住地の加盟団体に登録している場合は、その競技者が属する国を代表する競技団体からその大会に参加するに十分な要件を満たしていることを証する証明書をJTUに提出しなくてもその大会の規定に基づき出場を認めることができる。

第7章 栄賞および諸記録章

(栄賞および諸記録章)

- 第24条 栄賞および諸記録章については、別に定める。

第8章 記念品および賞品

(記念品および賞品)

- 第25条 すべての記念品および賞品の相当額は、別に定める額を超えてはならない。

(競技会の賞品)

- 第26条 JTUが管掌する競技会で授与する記念品については、会計を担当する理事がこれを掌る。

第9章 特典および罰則

(競技会の入場特典)

- 第27条 JTUの役員および功労賞の受賞者は、その胸章又は一時的に発行する特別入場証により、JTUが主催、共催又は所管する国内の競技会の会場に入場できる。
- 2 我が国で開催される国際競技会の入場特典は、競技会の都度別に定める。

(加盟団体に対する罰則)

- 第28条 加盟団体が定款又はこれに基づく規則に違反したとき若しくは総会の決定に従わなかったときは、その事実について理事会において調査し、理事会および総会の決議に

より、警告、議決権停止又は加盟団体の権利を剥奪することができる。

(登録者の資格停止)

第29条 JTU又は加盟団体から除名されたものは、役員となることおよび競技会に参加する資格を失う。

2 別に定める競技会の参加資格に関する規定に違反した者は、登録者となる資格を失うことがある。

(栄章受賞者に対する処分)

第30条 理事会は、栄章受賞者のうちその榮譽にふさわしくない行動があった者に対し、警告又は出席理事の4分の3以上の議決および総会の承認を得て栄章を取り消すことができる。

第10章 雑則

(会友)

第31条 JTUは別に定める規定により会友を置くことができる。

附則

1. この規定は平成11年7月22日より施行する。

2. 平成13年3月24日改正

〔別表〕 地域トライアスロン競技団体を構成する加盟団体、

推薦する理事候補者数および加盟団体を代表する正会員の定数

地域トライアスロン
競技団体の地域区分
および推薦できる理
事候補者数

構成する加盟団体（第2条第1項第1号に規定する加盟
団体は、都道府県名で表記。）および加盟団体を代表する
正会員の定数

北海道	(1)	北海道 (1)
東北	(1)	青森県 (1) 岩手県 (1) 宮城県 (1) 秋田県 (1) 山形県 (1) 福島県 (1)
関東	(1)	茨城県 (1) 栃木県 (1) 群馬県 (1) 埼玉県 (1) 千葉県 (1) 神奈川県 (1) 山梨県 (1)
東京	(1)	東京都 (1)
北陸	(1)	新潟県 (1) 富山県 (1) 石川県 (1) 福井県 (1)
東海	(1)	長野県 (1) 静岡県 (1) 愛知県 (1) 岐阜県 (1) 三重県 (1)
近畿	(1)	滋賀県 (1) 京都府 (1) 大阪府 (1) 兵庫県 (1) 奈良県 (1) 和歌山県 (1)
中国	(1)	鳥取県 (1) 島根県 (1) 岡山県 (1) 広島県 (1) 山口県 (1)
四国	(1)	徳島県 (1) 香川県 (1) 愛媛県 (1) 高知県 (1)
九州・沖縄	(1)	福岡県 (1) 佐賀県 (1) 長崎県 (1) 熊本県 (1) 大分県 (1) 宮崎県 (1) 鹿児島県 (1) 沖縄県 (1)
計	(1 0)	計 (4 7)

注：()内は、推薦できる理事候補者数又は加盟団体を代表する正会員の定数

日本学生トライアスロン連合より、社団法人日本トライアスロン連合理事会へ連絡理事が1名
選出される